

浜田市認知症地域支援推進員事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

浜田市認知症地域支援推進員事業

2 業務の目的

この業務は、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進することを目的とする。

3 業務概要

(1) 主な業務内容

別紙「浜田市認知症地域支援推進員業務委託仕様書」のとおり

(2) 委託期間

令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

(3) 業務委託予定価格（上限額）

2,058,480円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加資格

本提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成17年浜田市告示第118号）第5条第2項の有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）のうち分類「役務」の大分類「その他役務」の「人材派遣・業務代行」又は「その他役務」に登録されている者。「その他役務」の場合は業務委託の種別を備考欄に記載していること。

* 参加の意向があつて現在、有資格者名簿に登録がない場合は、健康医療対策課高齢者福祉係に事前に連絡することで、臨時で浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査の対象とする。その上で、令和6年5月17日（金）までに入札参加者資格審査の申請を行うこと。名簿登録についての申請方法は、島根県電子調達システムからの申請となるため、申請先について浜田市のみを選択すること。なお、入札参加資格の関係書類の提出先は、浜田市総務部 契約管理課 入札管理係とする。

- (3) 浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領第 13 条第 3 項において準用する浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 17 年浜田市告示第 9 号）に基づく指名停止の期間にない者。
- (4) 認知症地域支援推進員の要件は、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - ①認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士
 - ②①以外で認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有すると市が認めた者

5 公募書類の配布

公募に係る各種書類の配布は、次のとおり実施する。

- (1) 配布期間
令和 6 年 5 月 1 日（水）から令和 6 年 6 月 19 日（水）まで
- (2) 入手方法
浜田市ホームページに掲載するので、ダウンロードすることで入手すること。

6 プロポーザル参加の手続き

参加を希望する者は、4 の参加資格を満たしていることを確認の上、次により申込をすること。

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式第 1 号）
 - イ 事業者の概要（別紙 1）
- (2) 提出期限
令和 6 年 5 月 28 日（火） 17 時必着
- (3) 提出場所
〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地
浜田市健康福祉部健康医療対策課 高齢者福祉係へ持参又は郵送
- (4) 資格要件の確認
申込みをした者には資格要件を確認の上、資格の有無について結果を文書で通知する。また、提案資格を有する者に対し、提案書の提出を依頼する。
なお、第 2 号に掲げる提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合又は提案資格を有しない旨の通知を受けた者は、提案書を提出できないものとする。

7 質問及び回答方法

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（別紙2）により提出すること。

(1) 提出期限

令和6年6月12日（水） 17時必着

(2) 提出方法

質問書（別紙2）より電子メールで提出すること。提出の際、必ず送信の旨を電話連絡すること。

(3) 回答方法

質問の要旨と回答は、浜田市ホームページに掲載する。（質問者名は非公表）ただし、ホームページに掲載することで、質問者に不利益が生じるおそれがある場合は、質問者にのみメールで回答する。

(4) 提出先

浜田市健康福祉部 健康医療対策課 高齢者福祉係

電話番号 0855-25-9320

メールアドレス kenko@city.hamada.lg.jp

8 提案書の提出

プロポーザル方式提案資格が有ると認められた者は、提案書を「浜田市認知症地域支援推進員事業業務委託に係る提案書作成要領」（別紙3）に基づき作成し、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和6年6月19日（水） 17時必着

(2) 提出場所

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

浜田市健康福祉部健康医療対策課 高齢者福祉係へ持参又は郵送

(3) 提出書類

ア 提案書 正本1部 副本8部

イ 見積書 1部

9 プレゼンテーションの実施

(1) 日時

令和6年7月5日（金） （詳細は提案者に別途通知する。）

(2) 場所

浜田まちづくりセンター 研修室 （浜田市殿町6番地1）

(3) 実施方法

各提案者につきプレゼンテーション出席者は2人以内とし、実施時間はプレゼンテーション15分以内、質疑応答10分程度とする。

1.0 選定方法・評価基準

事業者の選定については、提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、浜田市が設置する「浜田市認知症地域支援推進員事業業務委託事業者選定委員会」において、あらかじめ定められた評価基準表（別紙4）により総合的に審査し、委託候補者を選定する。

1.1 契約方法

本プロポーザル審査結果により決定した委託候補者と協議し、市と委託候補者の双方が合意に至った後、業務委託契約を締結する。

委託候補者との協議において合意に至らなかった場合は、委託候補次点者との協議を行う。契約締結後、本提案における参加資格の欠格、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合、契約を解除できるものとする。

1.2 留意事項

- (1) 応募に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類は、提案資格の確認又は受託者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (4) 提出期限後における参加表明書又は提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とするとともに、当該事業者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (6) 本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

1.3 担当課の名称及び連絡先

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地
浜田市健康福祉部 健康医療対策課 高齢者福祉係
電話番号 0855-25-9320
E-Mail kenko@city.hamada.lg.jp

1.4 業者選定スケジュール

内容	期間等
公募開始	令和6年5月1日（水）
公募書類の配布期間	令和6年5月1日（水）～ 令和6年6月19日（水）
参加申込書類の提出期限	令和6年5月28日（火）17時必着
質問書受付締切	令和6年6月12日（水）17時必着
提案書等の提出期限	令和6年6月19日（水）17時必着
プレゼンテーション予定日	令和6年7月5日（金）
選定結果通知	令和6年7月7日（月）以降

※日程が変更になる場合は、担当課から事業者ご連絡する。